

かわさき し た ぶ ん か きょうせいしゃかいすいしんしん
川崎市多文化共生社会推進指針

とも い ち い き しゃかい
—共に生きる地域社会をめざして—

Kawasaki's Promotion Guideline
for a Multicultural, Harmonious Society



川崎市多元文化共生社会推進方針



Diretrizes de promoção de Kawasaki para uma
sociedade multicultural e harmoniosa



Guía de Promoción de Kawasaki para una
Sociedad Multicultural y Armoniosa



카와사키시 다문화 공생사회 추진 지침



Gabay sa pagtaguyod ng isang multicultural
society para sa matiwasay na pagsasamahan ng
iba't-ibang kultura sa siyudad ng Kawasaki



Chính sách thúc đẩy xã hội cộng sinh đa văn hóa
thành phố Kawasaki

がいようばん
概要版

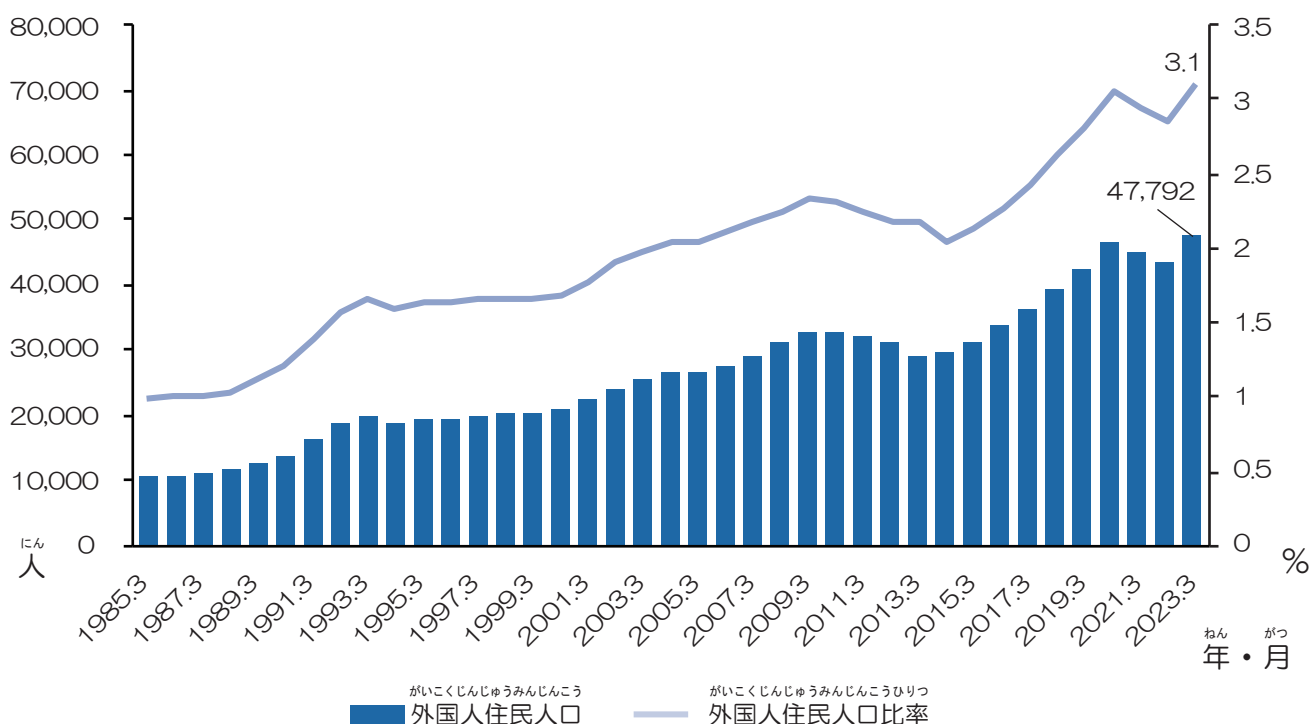
れいわ ねん がつ
2024 (令和6) 年3月

かわ さき し
川 崎 市

外国人市民の状況

本市の外国人住民人口は、2023（令和5）年12月末日現在50,794人で、全市民に占める割合は3.29%となっています。また、その出身国や来日の理由も年々多様化しており、国籍・地域の数は145となっています。

本市の外国人市民は、1980年代に入るまでその多くが歴史的経緯により特別永住資格を有する在日韓国・朝鮮籍の方で占められていました。その後、グローバル化の進展に伴い国境を越えた人の移動が活発になる中で、1990（平成2）年の出入国管理及び難民認定法の改正等もあり、様々な国・地域から在留資格も多様な人々が来日し、市内全域にわたって居住するようになってきました。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍を持つ人々の中にも多様な文化的背景を持つ外国につながる人々が増えています。さらに、近年では永住者や技術・人文知識・国際業務といった在留資格の人々が大きく増加する中で、永住者の配偶者等や家族滞在といった在留資格の人々も増えており、家族を伴う形での外国人市民の定着・定住が進んでいます。



1990年代以降、市内の外国人住民人口は大幅に増加しました。近年はコロナ禍で一時的に減少したものの、現在は再び増加傾向にあり、前回の指針改定時の2015（平成27）年6月の31,959人からこの8年間で約18,800人増加し、約1.6倍となっています。

【外国人市民】本市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえのない一員と考え、1996（平成8）年の川崎市外国人市民代表者会議条例の制定から「外国人市民」という言葉を使用しています。さらに、本指針では外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につながる人（国際結婚により生まれた人、中国帰国者、日本国籍を取得した人等）も視野に入れて使用しています。

川崎市多文化共生社会推進指針

< 基本目標：多文化共生社会の実現 >

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

< 基本理念 >

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や人権侵害を受けることがないよう、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

< 施策推進の基本方向 >

1 行政サービスの充実

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 行政サービスの提供 | (5) 福祉 |
| (2) 情報提供・相談窓口 | (6) 住宅 |
| (3) 年金制度 | (7) 防災 |
| (4) 保健・医療 | |

2 多文化共生教育の推進

- (1) 就学の保障と学習支援
- (2) 違いを認め合う教育
- (3) 地域における学習支援
- (4) 家庭へのサポート

3 社会参加の促進

- (1) 市政参加
- (2) 地域における外国人市民等の活動

4 共生社会の形成

- (1) 市民への意識啓発
- (2) 市職員等の意識改革
- (3) 市職員の採用
- (4) 事業者への啓発
- (5) 国際交流センターの活用
- (6) 地域における多文化共生社会の形成

5 施策の推進体制の整備

- (1) 行政組織の充実
- (2) 関係機関・ボランティア団体等との連携
- (3) 国等への働きかけ

施策の具体的推進内容

1

行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、ICTの活用を含め、施策の充実や環境整備に努めます。

(1) 行政サービスの提供

- ① 市の行政サービスを等しく提供できるよう、常に外国人市民の存在を認識し、施策のあり方を検討します。
- ② 在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度の理解が進むよう外国人市民及び関係機関への周知・啓発に努めます。
- ③ 在留管理制度に関する行政サービスの課題の把握に努め、必要に応じて国に働きかけます。

(2) 情報提供・相談窓口

- ① ICTを活用しつつ、情報の多言語化、〈やさしい日本語〉の活用、外国人市民情報コーナーの充実等、情報提供の改善に努めます。
- ② 外国人相談体制の充実に努めます。

(3) 年金制度

- ① 年金加入促進のため、脱退一時金を含めた制度の広報・啓発に努めます。
- ② 外国人従業員の年金加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。
- ③ 制度的無年金者に対する救済・改善措置及び脱退一時金制度の改善について国に働きかけます。

(4) 保健・医療

- ① 医療機関にかかる際の多言語資料等の普及に努めます。
- ② 外国人市民の母子保健の充実に努めます。
- ③ 外国人市民に対して、健康保持や病気予防等の広報・啓発に努めます。
- ④ 医療保険加入を促進するため、医療保険制度の広報・啓発を進めます。
- ⑤ 外国人従業員の医療保険加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。
- ⑥ 保険未加入者等の診療にあたる医療機関への医療費対策の充実を検討します。
- ⑦ 神奈川県が実施する医療通訳派遣システム事業の運営に参加し、医療通訳の充実に努めます。
- ⑧ 医療保険制度の改善を国に働きかけます。

(5) 福祉

- ① 福祉サービスの広報を積極的に行います。
- ② 保育所入所児童について、言語や生活習慣等の違いに配慮した保育環境の整備に努めます。
- ③ 「外国人高齢者福祉手当」、「外国人心身障害者福祉手当」の充実に努めます。
- ④ 介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたって、言語や生活習慣等の違いに配慮するよう、サービス提供者との連携に努めます。
- ⑤ 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、外国人に対するDV（ドメスティック・バイオレンス）防止及び被害者の支援の取組の充実に努めます。

(6) 住宅

- ① 住宅基本条例や居住支援制度等の広報・啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努めます。
- ② 民間賃貸住宅の入居差別の解消や安定した居住の確保に努めます。

(7) 防災

- ① 災害時において、外国人市民が差別されることなく適切な情報提供や対応が行われるような体制の整備に努めます。
- ② 災害時において、外国人市民が避難所の運営に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ③ 外国人市民に対して、防災に関する啓発、情報を多言語で広報します。
- ④ 災害時の対応に備えて、市民グループ、ボランティア団体等との連携に努めます。

2

多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人(マイノリティ)の文化を尊重するとともに、すべての市民の自立と相互理解が図られる教育を推進し、効果的な学習支援体制の構築に努めます。

(1) 就学の保障と学習支援

- ① 全ての義務教育年齢の子どもに就学の権利を保障するとともに、ICTを活用しつつ、全ての子どものための学習環境の整備に努めます。
- ② 就学、学習、進路等、教育全般に関わる相談体制の充実に努めます。
- ③ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、日常生活に必要な生活言語、授業や教科学習に必要な学習言語の習得支援及び学習支援の充実に努めます。

(2) 違いを認め合う教育

- ① 日本人と外国人が互いを認め合い尊重し合える多文化共生教育を、外国人市民とともに推進します。
- ② 社会における少数の立場の人(マイノリティ)が母語・母文化を大切にしながら、文化的アイデンティティを形成できるよう、環境の整備に努めます。
- ③ 外国人学校との交流を推進するとともに外国人学校への支援に努めます。
- ④ 教職員に対して、人権・多文化共生に関する研修の充実に努めます。

(3) 地域における学習支援

- ① 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努めます。
- ② 外国人市民に対して、日本の社会・制度・文化に関する理解の促進に努めます。

(4) 家庭へのサポート

- ① 外国人保護者等の状況に配慮した情報提供や支援に努めます。
- ② 母語・母文化の重要性を理解・尊重しながら、家庭との連携に努めます。

がいこくじんしめん しゅたいてき しせいさんか かんきょう せいび つと ちいきしゃかい こうせいいん
外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、
じこ のうりよく じゅうぶん はつき さまざま かつどう さんか しさく すいしん
自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

(1) 市政参加

- ① がいこくじんしめんだいひょうしゃかいぎ じゅうじつ はか がいこくじんしめん いけん しさくはんえい つと
外国人市民代表者会議の充実を図り、外国人市民の意見の施策反映に努めます。
- ② し しんぎかいとう がいこくじんしめんにいん さんか せつきよくてき すず さんか かんきょう つと
市の審議会等で、外国人市民委員の参加を積極的に進めるとともに参加しやすい環境づくりに努めます。
- ③ じゅうみんとうひょうせいで うんよう がいこくじんしめん さんか かんきょう つと
住民投票制度の運用にあたっては、外国人市民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ④ ちほうさんせいけん じつげん た じちたい れんけい くに はたら けんとう
地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。

(2) 地域における外国人市民等の活動

- ① ちょうないかい じちかい とう たい がいこくじんしめん こうせいいん みと そうごりかい こうりゆう すず
町内会・自治会、PTA等に対して、外国人市民をその構成員として認め、相互理解や交流を進めるよう啓発に努めます。
- ② がいこくじんしめん しめいんぐる ーぶとう ちいき かつどう さんか かんきょう せいび つと
外国人市民や市民グループ等が地域の活動により参加しやすくなるような環境の整備に努めます。

しめん ちが みと あ とも い しゃかい しめん きょうせい じぎょうしゃ たい
すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対
いしきけいはつ すず ないがい ひら ちいきしゃかい そくしん
して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

(1) 市民への意識啓発

- ① こくせき じんぞく ぶんか ちが こ ひと たが みと あ さべつ けいはつ つと
国籍、民族、文化の違いを越えて、すべての人が互いを認め合い差別をなくすよう啓発に努めます。
- ② しめんぐる ーぶ、ぼらんてい あだんたいとう たい たぶんかきょうせい かんが かつ こうほう けいはつ つと
市民グループ、ボランティア団体等に対し、多文化共生の考え方についての広報・啓発に努めます。
- ③ ぶんかげいじゅつかつどう つう しめん たよう ぶんか りかい そんちよう あ ちいき ぶんかこうりゆう
文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重し合うことができるよう、地域などでの文化交流
の促進に努めます。

(2) 市職員等の意識改革

- ① じんけんいしき たぶん かきょうせいしき けいはつ ししよくいんおよ きょうしよくいん たい けんしゅうとう じゅうじつ
人権意識や多文化共生意識を啓発するため、市職員及び教職員に対する研修等を充実させます。
- ② がいこくじんしめん そんざい じゅうぶん にんしき ぎょうむ おこな ししよくいん いしきけいはつ つと
外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、市職員の意識啓発に努めます。

(3) 市職員の採用

- ① ししよくいん さいよう にんよう かつ た じちたい れんけい けんとう
市職員の採用や任用のあり方については、他の自治体と連携しながら検討していきます。
- ② たぶんかきょうせいしゃかい けいせい む かいけい ねんどにんようしよくいんとう がいこくじんしめん さいよう つと
多文化共生社会の形成に向け、会計年度任用職員等についても外国人市民の採用に努めます。

(4) 事業者への啓発

- ① 事業者が外国人の就職や労働条件において差別をせず、適正な雇用が行われるよう広報・啓発に努めます。
- ② 事業者に対し、多文化共生社会を推進する主体であるとの認識が持てるよう、広報・啓発に努めます。
- ③ 意識啓発のための事業所内研修の支援に努めます。

(5) 国際交流センターの活用

- ① 国際交流センターの利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実に努めます。
- ② 多文化共生総合相談ワンストップセンターの相談事業や公益財団法人川崎市国際交流協会が行う翻訳、通訳サービスの拡充に向け支援します。
- ③ 公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、多文化共生社会の実現や国際交流・協力を目的とする市民グループ等の活動を支援し、市民主体の多文化共生社会の実現と国際交流・協力を促進します。
- ④ 公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、修学援助、住宅相談等外国人留学生の支援の充実に努めるとともに、市民との交流を促進します。
- ⑤ 公益財団法人川崎市国際交流協会の体制強化に向けた連携を推進します。

(6) 地域における多文化共生社会の形成

- ① 市民の自主的な活動や居場所づくりに向けた環境を整備することで、地域での外国人市民と日本人市民が共に活動する多文化共生社会の形成を支援します。

5

施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、行政内部で連携・調整機能を充実させるとともに、施策推進の拠点整備を進め、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

(1) 行政組織の充実

- ① 施策推進のため、全庁的な会議等を中心に関係局間の連携・調整機能を充実させます。
- ② 他都市及び神奈川県との情報交換、連携を進め、施策展開の課題・問題点等の認識を深めます。
- ③ 指針に基づく施策の進行管理及び評価を行います。
- ④ 多文化共生社会の推進状況を把握し、施策に役立てるために、外国人市民の生活と意識に関する実態調査を定期的に実施します。
- ⑤ 外国人市民であることを理由とする差別の解消と人権侵害の防止に向けた施策について検討します。
- ⑥ 外国人市民のニーズと地理的特性を踏まえ、かわさき多文化共生プラザ等の多文化共生の推進拠点を整備し、その活用に努めます。

(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携

- ① 多様な主体と協働・連携して多文化共生施策を推進します。

(3) 国等への働きかけ

- ① 外国人市民の生活に関わる法や制度の改善を国・神奈川県へ要望します。

川崎市多文化共生社会推進指針について

川崎市は、1924（大正13）年に市制を施行したときは約5万人であった人口が、現在は154万人を超えており、日本各地をはじめ、様々な国・地域から多くの人々が移り住み、多様な文化が交流する中で、多様性のまちとして発展してきました。本市は、早くから外国人市民施策を推進し、2005（平成17）年に「川崎市多文化共生社会推進指針」を国に先駆けて策定し、「多文化共生社会」の実現に向けた取組を進めています。2015（平成27）年の2度目の指針改定後の外国人市民の更なる増加と多様化、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等の国の動向、SDGsなどをはじめとする社会情勢の変化や、川崎市多文化共生社会推進協議会での審議、2019（令和元）年に実施した川崎市外国人市民意識実態調査の結果等を踏まえ、本市としての今後の方向性を検証し、3度目の改定を行いました。本市は、これまで積み重ねてきた取組をさらに進めるとともに、今後も多様性の価値を大切に、そのポテンシャルを生かし、すべての市民が多文化共生社会の担い手として、個々の能力が発揮でき、誰もが住みやすい魅力あるまちをめざしていきたくと考えています。

「川崎市多文化共生社会推進指針」は、市のホームページに掲載しているほか、かわさき情報プラザや各区の市政資料コーナー、各区図書館等で閲覧できます。



「川崎市多文化共生社会推進指針 一緒に生きる地域社会をめざして一」（概要版）



KAWASAKI CITY

2023（令和5）年度改定

川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課

川崎市川崎区宮本町1番地

Tel 044(200)2846 Fax 044(200)3707 e-mail 25gaikok@city.kawasaki.jp